

Q 4. 今回の集団指導方法（オンライン型か集合型を選択する研修）について、感想をお聞かせください。

1	1. 今回、ビデオ（顔）を出さずにOKとした理由は何だったのでしょうか？もし、エントリーだけで会議中に抜けていてもわからないのでは？と考えてしまいました。明確な理由があるなら別ですが。過去（集合型）では、最初から最後までは必ずその場にいたはず 2. 今後もオンラインは継続でしょうか？。
	A 1：伝達において顔の見えるやり取りが最適ですが、クリアな画像と音声をお届けするため、カメラをオフにしてデータ量を削減することで、通信環境の維持を図りました。 A 2：検討中ですが、本アンケートの回答も参考にさせていただきます。

Q 5. 今回の集団指導の内容「令和5年度指導方針及び重点項目」について質問はありますか。

2	Q：1、感染症対策の強化について「③定期的（年2回以上）に研修及び訓練を実施する。」とあるが研修と訓練それぞれ2回以上実施するという解釈でいいのか？教えて欲しいです。
	A：解釈のとおり、研修と訓練をそれぞれ定期的に年2回以上実施することが必要です。
3	Q：5、危機管理への取組について2/2で「介護保険施設等における防犯体制の確保」とありますが具体的にどのような体制を整えればいいのでしょうか？
	A：平成28年9月15日付で厚生労働省老健局から発出された「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（WAMNETに掲載あり）を参照してください。こちらは、以前に他県の障害者支援施設で起こった痛ましい事件を受けて、改めて注意喚起が必要として出されたものです。こちらの「（別添）社会福祉施設等における点検項目」に『日常の対応』と『緊急時の対応』としてそれぞれ具体的な内容が記載されていますので、こちらを参考に必要と思われる体制を整えてください。

Q 6. 今回の集団指導の内容「令和5年度指導方針及び重点項目」について質問はありますか。

4	Q：3 高齢者虐待防止の推進について「③定期的（年1回以上）に研修を実施する。」とあるが、研修については、コロナ禍から大人数が集まる研修は避け、小規模での開催や資料を配布して熟読してもらう研修を実施しています。資料配布も研修にあたるのか教えて頂きたい。
	A：研修の方法は特に規定されていませんので、様々な方法により実施する研修の一つとして、資料の配付による研修を位置付けることは差し支えないと考えます。ただし、資料の配付の場合は、配付された資料の内容をそれぞれの職員が修得できているのかを何らかの方法で確認することが必要かと思われます。
5	Q：職員の無資格者で「認知症基礎研修」の受講は、【調理専任職員】は受けなくてもいいと認識していますが、それでいいですか？
	A：受講義務の対象者は、直接介護に携わる無資格の従業者となりますので、介護に携わる事が無い従業者であれば受講の義務はありません。ただ、受講義務対象外の従業者が受講することは差し支えありません。
6	Q：オンライン申請の導入について、実際に利用された方はどんなぐらいおられますか？
	A：現在のところ介護認定の申請で1件のみです。

Q 7. 内容「高齢者虐待防止のために求められる体制整備について」で質問はありますか。

7	Q：委員の構成の中に、地域の方や利用者の家族をお願いしても、なかなか難しい点がある（運営推進委員会も同じ）ので、どのようなメンバーが揃えばよいか。
	A：事業所の種別や規模により一概には言えませんので、配付資料13～14ページを参考に体制整備をお願いします。ご不明な点は介護高齢福祉課までお問い合わせください。
8	Q：伊賀市では通報から分離までどのくらいの時間を要するのでしょうか？訪問時に即分離が必要では？という緊急のケースの場合、委員会を経ずに即分離ということはあるのでしょうか？
	A：市では高齢者虐待防止法の趣旨に従い「伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会」を設置し、虐待の有無の判断、緊急性の判断、措置及び養護者支援を含めた対応方針の決定を行っています。また、同法の規定により、通報を受け付けた後に原則として訪問調査による事実確認調査を行っていますが、その際に生命・身体に危険が生じており緊急性が高いと判断されるケースについては、高齢者の権利利益の擁護の観点から緊急対応として一時保護等の分離措置を行い、後日、当該委員会でその対応が適切であったかについて検証しています。なお、分離措置は虐待対応の一環として市が行うものですので、事業所内に設置されている虐待防止検討委員会で検討することは想定されていません。
9	Q：体制整備を行うに当たり、より具体的に方法などを教えてもらいたい。
	A：事業所の種別や規模により一概には言えませんので、今回配付した資料を参考に体制整備をお願いします。ご不明な点は介護高齢福祉課までお問い合わせください。
10	Q：虐待を防止するための専任の担当者を設置するとあるが、役割や担当者の資質について、求められることについて、具体的に教えて欲しいです。
	A：配付資料13ページにも記載されていますが、専任の担当者の役割や資質として「虐待防止検討委員会の責任者と同じの従事者が務めることが望ましい」「委員会に加えて指針や研修を含めた措置全体を適切に実施するため」とされていることから、事業所内の虐待防止対策を総括し、指針の作成に関与するとともに、事業所内での研修実施の際に講師を担うことができる程度の資質が求められます。なお、専任の担当者は管理者以外の従事者でも可能です。
11	Q：2ヶ月に1回運営推進会議をしています。推進委員の方々に虐待防止委員会の委員を兼任してもらう事は可能でしょうか？
	A：委員会の構成員について特に規定はされていないため、推進委員の承諾があれば可能と考えられます。ただし、虐待の疑いや虐待事例が発生した場合には利用者の個人情報取り扱いが想定されるため、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があります。

Q 8. 今後の当市の指導監督業務について、ご意見ご要望があればお聞かせください。

12	Q：何年も実地指導を行われていない事業所があると聞きました。その差は？？
	A：運営指導はすべての事業所において指定有効期間（6年）中に1回以上は実施します。例外は、以下の通りです。 ○施設系・居住系サービス … 3年に1回程度実施 ○新規開設 … 開設後なるべく早く実施 ○休止中 … 実施していません